宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例

宇美町道路占用料条例(平成25年宇美町条例第11号)の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表(第3条関係)

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	940
	第2種電柱		1,400
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		840
	第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		1,800
	その他の柱類		84
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	8
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	820
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	500
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱		710
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	5,400
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	35
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		50
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		76
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		100

	外径が 0.2m以上 0.3m未満のもの				150
	外径が 0.3m以上 0.4m未満のもの				200
	外径が 0.4m以上 0.7m未満のもの				350
	外径が 0.7m以上 1m未満のもの				500
	外径が１m以上のもの				1,000
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 mにつき 1 年	5
			その他のもの		17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	1,300
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 ㎡につき 1 年	840
			地下に設けるもの		500
		その他のもの			1,700
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 ㎡につき 1 年	1,700
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの			A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの			A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路				2,700
	地下に設ける通路				1,600
	その他のもの				1,700

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	54
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	540
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	540
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	5,400
	標識		1本につき1年	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	54
		その他のもの	1本につき1月	540
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	54
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	540
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,400
		その他のもの		2,700
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	540

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1㎡につき1年	Aに0.026を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の宇美町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料から適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。